



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *63 知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *64 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *65 委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *66 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *67 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *68 和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *69 和歌山県交通指導員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例 (県民生活課)
- *70 和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *71 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *72 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (情報政策課)
- *73 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- *74 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *75 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *76 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *77 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (")
- *78 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)
- *79 和歌山県食育推進会議条例 (農林水産総務課)
- *80 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- *81 和歌山県証紙条例の一部を改正する条例 (出納室)
- *82 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *83 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (警察本部)

公布された条例のあらまし

◇知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事及び出納長の給料の額を引き下げることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成18年7月1日から施行します。

◇議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

議会の議長、副議長及び議員の報酬の額を引き下げることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成18年7月1日から施行します。

◇委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の委員、選挙管理委員、人事委員会の委員、監査委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員及び海区漁業調整委員会の委員の報酬等の額を引き下げることとしました。(別表第1、第2関係)

2 施行期日

平成 18 年 7 月 1 日から施行します。

◇教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育長の給料の額を引き下げることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 18 年 7 月 1 日から施行します。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、災害の認定の対象となる通勤の範囲を改めるなど、規定の整備を行いました。(第 2 条の 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、通勤の範囲についての改正は平成 18 年 4 月 1 日から適用します。

◇和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県交通指導員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備等を行いました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備等を行いました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

(1) 個人県民税

ア 国からの税源移譲に伴う個人県民税の見直し

(ア) 個人県民税所得割の税率を 4% の比率税率とします。(第 23 条及び第 26 条の 4 関係)

(イ) 個々の納税義務者の負担が変わらないよう、人的控除額の差に基因する負担増を調整するため、調整控除を設けます。(第 24 条関係)

(ウ) 分離課税等に係る個人県民税の税率を改めます。(附則第 11 項の 2～第 14 項の 2 関係)

イ 定率減税の廃止

平成 19 年度の個人県民税から定率減税を廃止します。(附則第 6 項の 3 及び第 6 項の 4 関係)

(2) 県たばこ税

県たばこ税の税率を引き上げます。(附則第 10 項の 9 及び第 10 項の 9 の 2 関係)

旧 3 級品以外の製造たばこ 1,000 本につき 969 円→1,074 円

旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 461円→ 511円

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。ただし、(2)県たばこ税に係る改正は平成18年7月1日から、(1)個人県民税のアの(ア)の分離課税に係る改正規定は平成19年1月1日から施行します。

◇和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立情報交流センターの管理を行う指定管理者の指定の期間を、3年から5年に改めました。(第6条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園、和歌山県立有功ヶ丘学園、和歌山県立若竹園及び和歌山県立南紀福祉センター南紀療育園において短期入所又は施設支援の業務を行うこととするとともに、その利用料金を定めました。(第3条、第10条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、施設支援についての規定の改正は、平成18年10月1日から施行します。

◇和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の施行及び知的障害者福祉法の一部改正に伴い、和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園、和歌山県立古座あさかせ園、和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園及び和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園において、短期入所及び施設支援の業務を行うこととするとともに、その利用料金を定めました。(第3条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、施設支援についての規定の改正は、平成18年10月1日から施行します。

◇和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の施行及び身体障害者福祉法の一部改正に伴い、和歌山県南紀福祉センター牟婁あゆみ園において、短期入所及び施設支援の業務を行うこととするとともに、その利用料金を定めました。(第3条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、施設支援についての規定の改正は、平成18年10月1日から施行します。

◇和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、和歌山県子ども・障害者相談センターを身体障害者更生施設として引き続き運営するための所要の改正及び規定の整備を行いました。(第1条関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。ただし、児童福祉法の一部改正に伴う規定の改正は、公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の施行に伴い、和歌山県子ども・障害者相談センターを身体障害者更生施設として使用した場

合の使用料の額を定めました。(別表第1第11項の2関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

◇修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県内の医師の確保及び充実を図るための修学資金について、その返還に係る債務を免除できることとしました。
(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県食育推進会議条例

1 条例概要

食育基本法の施行に伴い、食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、和歌山県食育推進会議を設置することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

がけ付近における建築の制限について、建築物の外壁等が一定の構造方法を有する場合において、その適用を除外することとしました。(第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県証紙条例の一部を改正する条例

1 条例概要

産業技術専門学院普通課程の入学金を、証紙により徴収することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山ビッグ愛内で新たに供用を開始する会議室(2室)の利用料金を定めました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第3条関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

条 例

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第63号

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「129万円」を「121万円」に、「101万円」を「95万円」に、「86万円」を「81万円」に改める。

第3条第2項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において知事、副知事又は出納長の職にある者が受ける給料の額は、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例（以下「給付条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、この条例による改正前の給付条例第2条第1項に定める額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に係る知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）第1条の規定の適用については、同条中「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項」とあるのは「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第63号）附則第2項」と、「定められた額」とあるのは「定められる額」とする。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第64号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「101万円」を「95万円」に、「86万円」を「81万円」に、「82万円」を「77万円」に改める。

第6条第3項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において議会の議長、副議長又は議員の職にある者が受ける報酬の額は、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第1条の規定にかかわらず、この条例による改正前の議員報酬条例第1条に定める額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者に係る議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）本則中「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和歌山県条例第41号）第1条」とあるのは「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第64号）附則第2項」と、「同条の規定により定められた額」とあるのは「同項の規定により定められる額」とする。

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第65号

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	給 料 月 額
常勤の監査委員	550,000円

別表第2（第3条関係）

区 分	報 酬 の 額
教育委員会	委員長 月額 234,000円
	委員 月額 173,000円
選挙管理委員会	委員長 月額 192,000円
	委員 月額 169,000円

	臨時に補充した委員	月額	9,000円
人事委員会	委員長	月額	192,000円
	委員	月額	169,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	169,000円
	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額	117,000円
公安委員会	委員長	月額	192,000円
	委員	月額	169,000円
労働委員会	会長	月額	192,000円
	公益委員	月額	169,000円
	労働者委員	月額	150,000円
	使用者委員	月額	150,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額	75,000円
	委員	月額	66,000円
内水面漁場管理委員会	会長	月額	7,700円
	委員	月額	6,000円
収用委員会	会長	月額	80,000円
	委員	月額	70,000円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において教育委員会の委員（教育長を除く。）、選挙管理委員（臨時に補充した委員を除く。）、人事委員会の委員、監査委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員又は海区漁業調整委員会の委員の職にある者の給料又は報酬の額は、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の委員会の委員等の給与等に関する条例（以下「委員等給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例による改正前の委員等給与条例別表第1及び別表第2に定める額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に係る知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）第3条の規定の適用については、同条中「委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第16号）第3条」とあるのは「委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第65号）附則第2項」と、「同条の規定により定められた額」とあるのは「同項の規定により定められる額」とする。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第66号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「72万円」を「67万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において教育長の職にある者が受ける給料の額は、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の給与条例第2条第2項に定める額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に係る知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）第2条の規定の適用については、同条中「教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）第2条第2項」とあるのは「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第66号）附則第2項」と、「定められた額」とあるのは「定められる額」とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第67号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第9条中「等級に該当する身体障害」を「障害等級に該当する障害」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条第2項中「身体障害」を「障害」に改める。

第12条第1項第4号中「等級の身体障害」を「障害等級の障害」に改める。

付則第2条中「身体障害」を「障害」に改める。

付則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

付則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

付則第5条第1項中「身体障害」を「障害」に改める。

別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 新条例第2条の2第1項及び第2項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第68号

和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例（昭和46年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表第2の表中「障害の等級」を「障害等級」に、「等級の」を「障害等級の」に改め、同表の備考中「等級」を「障害等級」に、「から第5項まで及び別表」を「及び第5項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県交通指導員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第69号

和歌山県交通指導員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

和歌山県交通指導員等賞じゅつ金条例（昭和44年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第3条中「または」を「又は」に改める。

第4条（見出しを含む。）並びに第5条の見出し並びに同条第1項第2号及び第4号並びに第2項中「および」を「及び」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第4条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改め、同表の表中「障害の等級」を「障害等級」に、「1級」を「第1級」に、「2級」を「第2級」に、「3級」を「第3級」に、「4級」を「第4級」に、「5級」を「第5級」に、「6級」を「第6級」に、「7級」を「第7級」に、「8級」を「第8級」に、「9級」を「第9級」に、「10級」を「第10級」に、「11級」を「第11級」に、「12級」を「第12級」に、「13級」を「第13級」に、「14級」を「第14級」に改め、同表の備考中「障害の等級等」を「この表の障害等級」に、「第29条」を「第29条第2項及び第5項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第70号

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例（昭和42年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中「障害の等級」を「障害等級」に、「等級の」を「障害等級の」に改め、同表の備考中「等級」を「障害等級」に、「から第5項まで及び別表」を「及び第5項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 7 1 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 法第20条の10の規定による証明書の交付に関する事務（施行令第 6 条の21第 1 項第 1 号に掲げる事項に係るものに限る。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、当該県税の課税地所轄の県税事務所の長以外の県税事務所の長にも、その事務を委任する。

第22条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第23条第 1 項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の 4 を乗じて得た金額とする。

第24条を次のように改める。

（調整控除）

第24条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の 2 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

<p>1 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 当該障害者 1 人につき 1 万円 イ 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者 1 人につき 10 万円</p>
<p>2 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（3 に掲げる者を除く。）</p>	<p>1 万円</p>

3 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	5万円
4 勤労学生である所得割の納税義務者	1万円
5 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者(6に掲げる者を除く。)	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円 イ 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 10万円
6 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	ア イに掲げる場合以外の場合 17万円 イ 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 22万円
7 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者(前年の合計所得金額が45万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。)	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円 イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円
8 扶養親族(同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき5万円 イ 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 ウ 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円
9 同居特別障害者である扶養親族(同居直系尊属である老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき17万円 イ 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき30万円 ウ 当該扶養親族が老人扶養親族である場合

	当該老人扶養親族 1 人につき 22 万円
10 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族 1 人につき 13 万円</p> <p>イ 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者 1 人につき 25 万円</p>

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。）の 100 分の 2 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

第 26 条の 4 を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第 26 条の 4 分離課税に係る所得割の税率は、100 分の 4 とする。

第 30 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を 3,000 円に乗じて得た金額

第 30 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法第 37 条の 3 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第 314 条の 8 第 3 項の規定により適用される同条第 2 項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第 30 条第 2 項中「、7 月、10 月、翌年 1 月及び 4 月中に、前 3 月間」を「、4 月末日までに前年度」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 徴収取扱費は、毎年度、次の表の左欄に掲げる時期に、それぞれ右欄に定める額を交付する。ただし、8 月、11 月及び 2 月において交付すべき額については、当該年度分として交付すべき額が前年度に比して著しく増加し、又は減少することとなると認められる市町村に対しては、当該交付すべき額を増減して交付することができる。

交 付 時 期	交 付 す べ き 額
5 月	第 1 項に定める額から前年度の 8 月、11 月及び 2 月に交付した額を控除した額

8 月、11 月及び 2 月	前年度の個人の県民税の納税義務者の数を 750 円に乗じて得た額
----------------	----------------------------------

第 39 条第 1 項第 1 号ウの表中「100 分の 4.4」を「100 分の 3.8」に、「100 分の 6.6」を「100 分の 5.5」に、「100 分の 8.6」を「100 分の 7.2」に改め、同項第 2 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 7.5」を「100 分の 6.6」に改め、同項第 3 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 8.4」を「100 分の 7.3」に、「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め、同条第 2 項第 1 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 7.5」を「100 分の 6.6」に改め、同項第 2 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 8.4」を「100 分の 7.3」に、「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め、同条第 3 項中「100 分の 1.5」を「100 分の 1.3」に改め、同条第 4 項第 1 号ウ中「100 分の 8.6」を「100 分の 7.2」に改め、同号エ中「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め、同項第 2 号中「100 分の 7.5」を「100 分の 6.6」に改め、同項 3 号中「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改める。

第 42 条の 35 中「793 円」を「898 円」に改める。

第 61 条第 1 項第 3 号ア(ア)中「一般乗合用のもの」の次に「(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

第 119 条第 1 項中「営業」を「事業」に改め、同条第 2 項第 1 号中「営業を」を「事業を」に改め、同号エ中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改め、同項第 2 号中「営業」を「事業」に改める。

附則第 6 項の 2 各号列記以外の部分中「法第 37 条」を「第 24 条」に改め、同項第 2 号中「法第 37 条、法第 37 条の 2、法附則第 5 条第 1 項及び法附則第 5 条の 4 第 1 項」を「第 24 条、次項、法第 37 条の 2 及び法附則第 5 条第 1 項」に改める。

附則第 6 項の 3 及び第 6 項の 4 を次のように改める。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

6 の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年(以下この項において「居住年」という。))が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。)において、第 1 号に掲げる金額と第 2 号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第 3 号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合は、零とする。)の 5 分の 2 に相当する金額(附則第 6 項の 5 において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第 23 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第 41 条第 2 項若しくは第 41 条の 2 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 7 年法律第 11 号)第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成 19 年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特

別税額控除額)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（同法第37条の11第1項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額及び租税特別措置法第10条から第10条の7までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

6の4 前項の規定の適用がある場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第6項の3」とする。

附則第6項の5を附則第6項の6とし、同項の前に次の1項を加える。

6の5 附則第6項の3の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を法附則第5条の4第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村民長に提出した場合に限り、適用する。

附則第7項を次のように改める。

7 第18条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第26条の3及び第26条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

附則第10項の9中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改める。

附則第10項の9の2中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改

める。

附則第11項の2中「、第21条から第23条まで」を削り、「及び法附則第5条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第6項の3及び法附則第5条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の0.5」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「及び法附則第5条第1項」を「、附則第6項の3及び法附則第5条第1項」に改める。

附則第11項の3中「附則第6項の2及び附則第6項の4」を「附則第6項の2」に、「附則第6項の2第2号及び附則第6項の4第1号」を「同項第2号」に、「及び法附則第5条第1項」を「、次項」に、「、法附則第5条第1項及び附則第11項の2」を「、次項及び附則第11項の2」に改める。

附則第12項中「第21条第1項及び第2項並びに」を「第21条及び」に、「本項に」を「この項に」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3」を「100分の4.8」に改め、同項第2号中「本項」を「この項」に改める。

附則第13項中「第21条第1項及び第2項並びに」を「第21条及び」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第13項の2中「附則第13項」を「前項」に、「本項及び次項」を「この項、次項及び附則第13項の8」に改め、「以下本項において同じ。」を削り、同項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 32万円

附則第13項の2第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第13項の4中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第13項の5第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 96万円

附則第13項の5第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第13項の7中「第21条第1項及び第2項並びに」を「第21条及び」に、「法附則第35条第4項において準用する法附則第34条第3項第3号」を「法附則第35条第4項第3号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3」を「100分の3.6」に改める。

附則第13項の8中「100分の3」を「100分の3.6」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第14項中「租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（以下本項及び附則第14項の2の15において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項、附則第14条の2の12及び附則第14条の2の18において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「第21条第1項及び第2項並びに」を「第21条及び」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「

に係る譲渡所得等」に、「（以下本項、次項）を「（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項」に、「法附則第35条の2第9項第3号」を「法附則第35条の2第5項第3号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第14項の2及び第14項の2の2を次のように改める。

14の2及び14の2の2 削除

附則第14項の2の3中「当該特定管理株式の譲渡」の次に「（証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項及び附則第14項の2の12において同じ。）」を加え、「前項」を削る。

附則第14項の2の4中「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第14項の2の15において「株式等」という。）」に改める。

附則第14項の2の12中「同条第8項第3号」を「同条第5項第3号」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改める。

附則第14項の2の17中「本項」を「この項」に改める。

附則第14項の2の18中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第14項の2の19中「第7項」を「第4項」に、「その適用後の金額。」と、法附則第35条の2の3第1項を「その適用後の金額とし、」と、法附則第35条の2の3第1項に改める。

附則第14項の2の20中「から第14項の2の2まで」を削る。

附則第14項の2の23中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第14項の2の24中「第7項」を「第4項」に、「その適用後の金額。」と、法附則第35条の2の3第1項を「その適用後の金額とし、」と、法附則第35条の2の3第1項に改める。

附則第14項の10を削り、附則第14項の10の2を附則第14項の10とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の2及び第119条の改正規定 公布の日
- (2) 第42条の35、附則第10項の9及び第10項の9の2の改正規定並びに第12項から第17項までの規定
平成18年7月1日
- (3) 第26条の4及び附則第7項の改正規定並びに第3項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第22条の改正規定及び第4項の規定 平成20年1月1日
- (5) 第61条第1項第3号ア(7)の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第23条、第24条並びに附則第11

- 項の2、第13項、第13項の2、第13項の5、第13項の7、第13項の8、第14項及び第14項の2の12の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第26条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び第7項について同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第26条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 4 新条例第22条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第30条第1項の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。
- 6 平成19年度及び平成20年度において賦課決定された個人の県民税に係る新条例第30条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「3,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第3項の表中「750円」とあるのは「1,000円」とする。
- 7 平成19年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第24条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第13項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第13項の7に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第14項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び地方税法の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が、新条例第24条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額を、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。
- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第23条の規定による所得割の額から新条例第24条の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の県民税に係る新条例第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につきこの条例による改正前の和歌山県税条例第23条第1項の規定を適用して計算した所得割の額
- 8 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第93号）附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「得た金額」とあるのは「得た金額の3分の2に相当する金額」と、「新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例（平

成17年和歌山県条例第93号) 附則第6項の規定による所得割の額」とする。

- 9 第7項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に対して施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

(事業税に関する経過措置)

- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項及び次項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

- 11 新条例第39条第1項第1号ウ、第2号及び第3号、第2項、第3項並びに第4項第1号ウ及びエ、第2号並びに第3号の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 12 平成18年7月1日(次項及び第14項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 13 指定日前に和歌山県税条例第42条の32第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第42条の32第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第17項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号) 附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により県たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき105円
(2) 新条例附則第10項の9の2に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

- 14 前項に規定する者で、卸売販売業者等にあつては製造たばこの貯蔵場所ごとに、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式によって、

次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 第13項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第42条の34第2項中「前項」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第71号）附則第13項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。
- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第13項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第42条の35の4第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第72号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「3年」を「5年」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第73号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関する業務

第 3 条第 2 項第 3 号を削り、同条第 3 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 短期入所に関する業務

第 3 条第 3 項第 4 号を削り、同条第 5 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 短期入所に関する業務

第 3 条第 5 項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第10条第 1 項中「児童居宅支援、知的障害者居宅支援又は身体障害者居宅支援」を「短期入所」に改める。

別表居宅支援の項を次のように改める。

短期入所	障害者自立支援法第29条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）
------	--

第 2 条 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第 7 条第 3 項に規定する知的障害児施設支援（以下「知的障害児施設支援」という。）に関する業務

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知的障害児施設を利用する者の支援に必要な業務

第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 知的障害児施設支援に関する業務
- (2) 法第 7 条第 5 項に規定する盲ろうあ児施設支援（以下「盲ろうあ児施設支援」という。）に関する業務

第 3 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知的障害児・盲ろうあ児施設を利用する者の支援に必要な業務

第 3 条第 4 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第 7 条第 6 項に規定する肢体不自由児施設支援（以下「肢体不自由児施設支援」という。）に

関する業務

第 3 条第 4 項に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、肢体不自由児施設を利用する者の支援に必要な業務

第 3 条第 5 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第 7 条第 7 項に規定する重症心身障害児施設支援 (以下「重症心身障害児施設支援」という。)

に関する業務

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、重症心身障害児施設を利用する者の支援に必要な業務

第 10 条第 1 項中「短期入所」を「知的障害児施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援若しくは重症心身障害児施設支援 (以下「施設支援」という。) 又は短期入所」に改める。

別表診療の項の次に次のように加える。

施設支援	法第 24 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に同条第 1 項に規定する指定施設支援に要した費用 (同項に規定する特定費用を除く。) の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)
------	--

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 74 号

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例 (昭和 45 年和歌山県条例第 57 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 8 項に規定する短期入所 (以下「短期入所」という。) に関する事。

第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 短期入所に関する事。

第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

別表居宅支援の項を削り、同表施設支援の項の次に次のように加える。

<p>短期入所</p>	<p>障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）</p>
-------------	---

第2条 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、知的障害者援護施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設」に改める。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 法附則第20条の規定により法第5条第1項に規定する障害福祉サービスとみなされる法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援（以下「知的障害者施設支援」という。）のうち知的障害者更生施設支援に関すること。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 知的障害者施設支援のうち知的障害者授産施設支援に関すること。

別表施設支援の項を削り、同表短期入所の項中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>知的障害者施設支援</p>	<p>法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定旧法施設支援に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）</p>
------------------	--

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第75号

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例（昭和55年和歌山県条例第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関する事。

第3条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表居宅支援の項を削り、同表施設支援の項の次に次のように加える。

短期入所	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）
------	--

第2条 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第27条第2項の規定により、法第30条」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条」に改める。

第3条第1号を削り、同条第2号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法附則第20条の規定により法第5条第1項に規定する障害福祉サービスとみなされる法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第5条第2項に規定する身体障害者施設支援のうち身体障害者療護施設支援（以下「身体障害者療護施設支援」という。）に関する事。

別表施設支援の項を削り、同表短期入所の項中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同項の次に次のように加える。

身体障害者療護施設支援	法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定旧法施設支援に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）
-------------	---

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第76号

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第15条」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第4項中「第17条」を「第12条の4」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 センターは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設とする。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第1条第2項から第4項までの改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第77号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1第11項の2第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設を使用した場合

障害者自立支援法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定旧法施設支援に要した費用(同法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額)。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第78号

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改

正する。

本則の表に次のように加える。

医 師 確 保 修 学 資 金	県内における医師の確保及び充実を図るため、県外の大学において医学を履修する課程に在学する学生（県内の高等学校（学校教育法に規定する高等学校をいう。）を卒業した者又は一親等の親族が県内に住所を有する者に限る。）、大学院（学校教育法に規定する大学院をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学する学生又は医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）若しくは臨床研修を修了後医師の専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を受けている者で、和歌山市を除く県内の公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。）	(1) 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了した後直ちに医療機関のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において診療業務に従事し、その診療業務に引き続き従事した期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により診療業務に従事することができなかった期間を除く。以下「診療業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。	債務の全部
		(2) 診療業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は診療業務に起因する心身の故障のため、指定医療機関において診療業務を継続することができなくなったとき。	
		(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡その他やむを得ない理由により、貸与を受けた修学資金を返還することが困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

(以下「医療機関」という。)に勤務し、小児科、産科又は麻酔科の診療(以下「診療業務」という。)に従事しようとする者に対して貸与する修学資金		
---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県食育推進会議条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第79号

和歌山県食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第32条第1項の規定に基づき、和歌山県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、食育に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第80号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「がけが次の」を「次の」に改め、同条第1号中「擁壁」を「がけが擁壁」に改め、同条第2号中「のり砕工法等」を「がけがのり砕工法等」に改め、同条第3号中「形状」を「がけの形状」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) がけの下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけ崩れによる衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この号において「外壁等」という。)の構造が、がけ崩れにより想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

イ アに定める構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する構造方法を用いている門又は塀を、がけ崩れにより当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第81号

和歌山県証紙条例の一部を改正する条例

和歌山県証紙条例(昭和39年和歌山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及びなぎ看護学校」を「、なぎ看護学校及び産業技術専門学院普通課程」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 8 2 号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例
和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表6 0 1会議室の項の次に次のように加える。

602会議室	3,770円	5,020円	4,710円	7,470円	8,270円	10,920円
603会議室	6,090円	8,110円	7,610円	12,070円	13,360円	17,640円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 8 3 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号の表中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。